

1. 2024年度 事業計画

I. はじめに

2023年は、新型コロナウイルス感染症も感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられたことで、停滞していた経済活動も完全な再開がはかられ、ポストコロナ社会への移行を推進していますが、2024年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」による景気の悪化や急激な物価高騰で私たちの生活は厳しい状況が続いています。このような中、働く人とその家族の生活の安定を目的として、信用供与を通し社会的役割の発揮に努めてまいりました。

2022年6月の第54回定時評議員会にてご承認いただき、一社)日本労働者信用基金協会（以下“日本労信協”と記述）と「事業譲渡に関する基本合意書」を締結し、その中で事業譲渡日を2024年8月29日とすることと致しました。今年度も、基本合意内容並びに移行スケジュールに基づき、ご利用者様、関係団体にご不便・ご迷惑をお掛けすることがないように、日本労信協、北陸労働金庫と連携を取りながら、事業譲渡に向けた移行作業を進めてまいります。

II. 基本方針

日本労信協への事業譲渡及び、解散・清算を確実にを行うため、以下のことを基本に作業を進めて行きます。

(1) 事業譲渡全般

お客様にご迷惑をお掛けすることのないように、事業譲渡通知の他に事業譲渡の予告通知や求償権の返済方法の変更等について事前に案内を行うなど、丁寧な対応に努めます。

また、事業譲渡後に、日本労信協とお客様との間でトラブルとならないよう、特殊案件やお客様との交渉記録等は確実に記録し、日本労信協へ引き継ぎます。

(2) 移行作業

日本労信協、石川・富山労(勤)信協および北陸労金と、作業の進捗状況の確認を毎月行い、遅延している作業項目がある場合はその対応策等について協議を行い、事業譲渡に支障をきたすことがないようにします。

(3) その他

事業譲渡や清算を確実にを行うため、適宜、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを行います。

III. 業務関連

事業譲渡までの間は、引き続き、内部統制システムに関する基本方針に基づき、業務の適正を確保する態勢を整備するとともに、個人情報漏えいを防止し、反社会的勢力との関係遮断と不当要求防止に向けた態勢を整備するなど、コンプライアンス経営の徹底を図ります。